

鹿屋体育大学附属図書館グループ学習室利用要項

〔平成27年7月10日〕
〔附属図書館長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿屋体育大学附属図書館利用規程（昭和61年規程第5号。以下「利用規程」という。）第12条の規定に基づき、本学附属図書館のグループ学習室の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 グループ学習室を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) その他館長が適当と認めた者

(利用手続)

第3条 グループ学習室を貸切で利用しようとする者は、図書サービス係へ申込をするものとする。貸切以外で通常利用する場合、申込は不要とする。

(利用時間)

第4条 グループ学習室の利用時間は、利用規程第4条に規定する時間とする。

(視聴覚機器の利用)

第5条 グループ学習室の視聴覚機器を利用するときは、係員の指示に従い、事故又は故障等が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、設備等を常に良好な状態に保ち、利用後は原状に回復しなければならない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、グループ学習室の利用に関し必要な事項は、利用規程の定めるところによる。

附 則

この要項は、平成27年7月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。